

## 岐阜県公安委員会規程第1号

少年指導委員に関する規程を次のように定める。

平成22年3月24日

岐阜県公安委員会委員長 鈴木 嘉進

### 少年指導委員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、少年指導委員の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配置基準)

第2条 少年指導委員の活動区域及び配置人員(以下「配置基準」という。)は、少年を取り巻く風俗環境、少年非行情勢等を勘案して、岐阜県警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定める。

(委嘱手続等)

第3条 少年指導委員の委嘱は、前条の活動区域を管轄する警察署長(以下「管轄署長」という。)が推薦する者のうちから適任者であると認められる者に対し、委嘱状(様式第1号)を交付して行うものとする。

2 管轄署長は、前項の規定による推薦を行うときは、活動区域内に居住し、又は勤務するなど、活動区域内の実情に精通している者であって、かつ、法第38条第1項各号の要件を満たす者を選定の上、推薦書(様式第2号)により推薦するものとする。

3 少年指導委員には、法第38条第2項各号に規定する職務を行う場合に携帯する身分証明書(様式第3号)を交付するものとする。

(公示)

第4条 岐阜県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、少年指導委員を委嘱したときは、当該少年指導委員の氏名、連絡先及び活動区域を公示するものとする。

(立入りの指示及び報告)

第5条 法第38条の2第2項の規定による立入りの指示は、少年指導委員に対し、立入場所その他必要な事項を示した立入指示書(様式第4号)を交付して行うものとする。

2 法第38条の2第3項の規定による報告は、立入結果報告書(様式第5号)によるものとする。

(解嘱)

第6条 管轄署長は、管内の活動区域を担当する少年指導委員が、法第38条第6項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、解嘱上申書(様式第6号)により速やかにその事実を公安委員会に報告するものとする。

2 少年指導委員をその任期内において解嘱する場合には、解嘱通知書(様式第7号)を交付するものとする。

(身分証明書の返納)

第7条 少年指導委員は、任期満了、解嘱その他の理由により少年指導委員の身分を失ったときは、公安委員会に第3条第3項の身分証明書を返納させるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、少年指導委員に関し必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日以後に委嘱する少年指導委員について適用する。

# 委 嘱 状

様

少年指導委員に委嘱します  
活動区域は とします

委嘱期間は 年 月 日から

年 月 日までとします

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

様式第2号

第 年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

警察署長 印

少年指導委員推薦書

少年指導委員として下記の者を推薦します。

順位				
氏名	生年月日	年 月 日 ( 歳)		
本籍				
住所				
職業	(勤務先) (役職)			
家族構成	続柄	氏名	年齢	職業
賞罰				
少年関係活動歴				
その他の活動歴 (PTA、民生委員等)				
推薦者の意見				

様式第3号

(表)

8.5

5.5

4.5

7.5

第 号

写 真

少年指導委員の証

活動区域  
氏 名

( 年 月 日生)

年 月 日 岐阜県公安委員会 印

(裏)

- 1 少年指導委員は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第2項各号の職務を行う場合は、この証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を破損し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、少年指導委員の身分を失ったときは、発行者に速やかに返納しなければならない。
- 5 この証明書の有効期限は、 年 3 月 3 1 日までとする。

備考

- 1 色彩は、縁を青色、文字を黒色、地を白色とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

立入指示書

住 所  
氏 名  
活動区域

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項の規定により、同条第1項の規定による立入りについて次のとおり指示する。

平成 年 月 日

岐阜県公安委員会

指示事項		指 示 内 容
立す 入べ りき を場 実所 施	法第37条第2項各号 に掲げる場所のい ずれであるかの別	
	立入りを実施すべき 地域	
立入りを実施すべき期日又 は期間		
立入りを実施するに当たっ ての留意事項		

平成 年 月 日

立入結果報告書

岐阜県公安委員会 殿

平成 年 月 日付け岐公委( )第 号で指示のあった風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第1項の規定による立入りを実施したので、同条第3項によりその結果を報告する。

実施者等	氏 名	活 動 区 域
立入りを実施すべき期日又は期間		

立入り場所	業種	風俗営業 深夜飲食店営業等	性風俗関連特殊営業	名称	( 営業所 事務所 受付所 待機所 )
	所在地				
実施日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃				
実施結果					
参考事項					

様式第6号

第 年 月 日 号

岐阜県公安委員会 様

警察署長 印

解嘱上申書

下記の者について、少年指導委員の解嘱事由に該当すると認められるので上申します。

記

住 所	
氏 名	
活 動 区 域	
委 嘱 年 月 日	
解 嘱 事 由	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第38条第6号第 号該当
処分に関する意見	
参 考 事 項	



解 嘱 通 知 書

様

風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条第6項の規定に基づき  
少年指導委員を解嘱する。

年 月 日

岐阜県公安委員会 印